特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南房総市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南房総市長

公表日

令和6年2月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者等への予診票発行					
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第93の2項

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 「実施する」 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2) (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課総務グループ 千葉県南房総市富浦町青木28番地 0470-33-1021

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉部健康推進課予防係 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和5年6月30日 時点					
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年6月30日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評	[価書]		<選択肢 1) 基礎項 2) 基礎項 3) 基礎項	目評価書 目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関	については、それぞれ重	点項目評	価書又は全項目評価書に	おいて、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱	いの委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	ウシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接続しない(入]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる3) 課題が	を入れている ある 残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分でる	を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[〕自己点検	[0]	内部監査 [] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に	を入れて行って	こいる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月4日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)	事前	
	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[]接続しない(入手)[十分である]	事前	
令和3年12月6日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民健診ファイル	予防接種ファイル	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第115の2項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第59条の2)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年12月6日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年12月6日	Ⅱ-2 取扱者 いつ時点の計数か	令和2年6月30日時点	令和3年6月30日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年1月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①保健福祉部健康支援課 ②健康支援課長	①保健福祉部健康推進課 ②健康推進課長	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年1月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部健康支援課保険予防室 千葉県南 房総市谷向116番地2 0470-36-1154	保健福祉部健康推進課保健予防係 千葉県南 房総市谷向116番地2 0470-36-1154	事後	重要な変更に当たらない項目
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月30日 時点	令和4年6月30日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年2月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部健康推進課保健予防係 千葉県南 房総市谷向116番地2 0470-36-1154	保健福祉部健康推進課予防係 千葉県南房総市谷向116番地2 0470-36-1154	事後	重要な変更に当たらない項目
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	令和5年6月30日 時点	事後	重要な変更に当たらない項目
		•			•